益城町国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆さまへ

医療機関受診の際の 一部負担金免除 10月から「一部負担金免除証明書」が必要です

の健康保険組合にお尋ねください。
※社会保険の人は加入している職場
です)。
なりますので、別途手続きが必要
後期高齢者医療制度による免除と
なります(75歳の誕生日からは、
誕生日の前日までが免除の期間と
の誕生日を迎える人については、
なっておりますが、期間中に75歳
※免除の期間は、来年2月末までと
途免除申請書を送付しています。
健康保険に加入した世帯には、別
※8月中旬以降、新たに益城町国民
負担金免除証明書 を送付していま
請書を提出した人に対しては「一部
います。免除要件に該当し、町へ申
8月中旬に「免除申請書」を送付して
国民健康保険加入世帯に対しては、
益城町国民健康保険の方へ
続きをした人に送付しています。
部負担金免除証明書」は免除申請手
口に提示してください。なお、「一
医療機関を受診する際には、必ず窓
いと免除されませんので、10月以降、
「一部負担金免除証明書」を提示しな
した。10月からは窓口に保険証と
よって一部負担金が免除されてきま
末までは医療機関の窓口での申告に
齢者医療制度加入者について、9月
た益城町国民健康保険および後期高
熊本地震により一定の被害があっ

Weaton: Weaton:
---